

財務省告示第四百二十号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十七年十月十三日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。

平成十七年十一月七日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

合 計	国債の名	記 号	総額		額面金額の 買入額	買入額 の買入額
	利付国債 （十年）		金額	割合		
	〃	第二百七回	三十億円	100%	300,000,000円	100%
	〃	第二百七回	三十億円	100%	300,000,000円	100%
	〃	第二百七回	五十億円	100%	500,000,000円	100%
	〃	第二百七回	千六百十二億 円	100%	16,120,000,000円	100%
	〃	第二百七回	八十九億円	100%	8,900,000,000円	100%
	〃	第二百十回	百九十一億 円	100%	9,100,000,000円	100%
二千二億円						